

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 1 回選挙管理委員会臨時会会議録					
開催日時	令和 7 年 6 月 12 日 (木)		午前 9 時 00 分から 午前 9 時 40 分まで		
出席者	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員			
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第 18 号	選挙人名簿の選挙時登録について			決定
	議案 第 19 号	期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人の選任について			決定
	議案 第 20 号	投票管理者、同職務代理者及び投票立会人の選任について			決定
	議案 第 21 号	各種告示について (1) 期日前投票所の場所・期間の指定について (2) 投票所の指定について			決定
	報告事項 臨 1 - 1	選挙運動に関する支出金額の制限額について			了承
	報告事項 臨 1 - 2	東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について			了承
	報告事項 臨 1 - 3	選挙立会人のくじを行う場所・日時の告示について			了承
	その他	選挙公報等におけるトランスジェンダー差別の助長に対する賠償請求事件の判決確定について			—
委員長	これから令和 7 年第 1 回の臨時会を開催します。				
	<選挙人名簿の選挙時登録について>				
委員長	議案第 18 号について事務局から説明をお願いします。				
局長	議案第 18 号について説明します。こちらは、6 月 22 日執行の都議会議員選挙の選挙人名簿の選挙時登録に関するものです。根拠法令は記載のとおりです。登録基準日及び登録日は本日 6 月 12 日となります。投票区別選挙人名簿登録者数一覧は別紙 1 のとおりです。なお、一覧は衆議院議員選挙東京都第 8 区選挙区及び第 27 区選挙区別に色分けしてあります。総登録者数は 488,147 人で、8 区が 390,022 人、27 区が 98,125 人です。新規登録者数は 1,671 人、抹消者数は 966 人で 705 人増です。次に、別紙 2 をご覧ください。これは直接請求に要する法定数の告示文案です。地方自治法の規定により、				

	登録後直ちに直接請求に必要な法定数の告示を行うこととなります。選挙権を有する者の50分の1の数、選挙権を有する者40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数、選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ記載のとおりです。また、別紙3のとおり区長宛て通知し、合わせて別紙4のとおり東京都選挙管理委員会へ報告します。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人の選任について>
委員長	議案第19号について事務局から説明をお願いします。
局長	議案第19号について説明します。こちらは、都議会議員選挙における期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人を選任する議案です。根拠法令は記載のとおりです。該当する期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人については別紙(期日前投票管理者告示、期日前投票管理者職務代理者告示、期日前投票立会人選任)のとおりで、告示文は別紙(告示番号第5号)となっています。なお、告示は期日前投票管理者及び期日前投票管理者職務代理者のみで、告示内容は氏名と町名のみとなっています。告示日は6月13日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
委員長 職務代理	選任した方が、もし都合が悪くなった時は、また声掛けをして選任をすることになるのでしょうか。
局長	追加の選任があった場合は、委員会に追加選任の議案または報告をします。
委員長	期日前投票管理者職務代理者で住所が千葉県や山梨県という方がいますが、そこから来るのですか。
主査	職務代理者は区の職員から選任しており、遠方の者もおります。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、議案第19号については決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<投票管理者、同職務代理者及び投票立会人の選任について>
委員長	議案第20号について事務局から説明をお願いします。
局長	議案第20号について説明します。こちらは、東京都議会議員選挙における投票日当日の投票管理者、同職務代理者及び投票立会人を選任する議案です。根拠法令は記載のとおりです。投票管理者、同職務代理者及び投票立会人については、別紙の投票管理者・立会人一覧表と告示第6号別紙の投票管理者・職務代理者一覧表のとおりです。また、告示文については別紙(告示番号第6号)のとおりです。なお、告示は投票管理者及び投票管理者職務代理者のみで、告示内容は氏名と町名のみとなっています。告示日は6月13日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
小井委員	投票管理者・投票立会人一覧ですが、投票管理者は党派名の記載がなく、立会人だけが必要ということでもよろしかったでしょうか。
局長	その通りです。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、議案第20号については決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。

	＜各種告示について＞
委員長	議案第 21 号について事務局から説明をお願いします。
局長	令和 7 年 6 月 22 日執行の東京都議会議員選挙における各種告示事項について説明します。1 つ目の期日前投票所の場所・期間の指定についてですが、根拠法令は記載の通りで、告示内容は期日前投票所の建物名称、所在地、設ける期間及び時間です。告示日は 6 月 13 日です。もう 1 つの投票所の指定についてですが、根拠法令は記載の通りで、告示内容は投票所の投票区名、施設名称、所在地です。告示日は 6 月 13 日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜選挙運動に関する支出金額の制限額について＞
委員長	報告事項 臨 1 - 1 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告 臨 1 - 1 の資料をご覧ください。こちらは、選挙運動に関する支出金額の制限額について、候補者に対し通知するものです。今回の都議会議員選挙における選挙運動費用の支出制限額は、1,065 万 2,800 円となります。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。(委員からの発言なし。) 金額は区によって違うのですか。
局長	選挙人名簿の登録者数を議員定数 6 人で割った数に、選挙の種類ごとに定める単価として 83 円をかけた金額に、選挙の種類ごとに定める固定費として 390 万円を足した金額となりますので、区によって異なります。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、報告事項 臨 1 - 1 については了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
	＜東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について＞
委員長	報告事項 臨 1 - 2 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告 臨 1 - 2 の資料をご覧ください。こちらは、都庁のホームページから印刷したものです。第 2 回都議会定例会において、東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例が提案されて可決成立しました。これにより、ビラやポスターの作成の公費負担の限度額が変わります。条例の公布日は 6 月 12 日となりまして、6 月 13 日に告示される都議会議員選挙から適用されます。条例改正後のビラの作成限度額費用は、単価 8 円 38 銭、枚数 16,000 枚、上限額が税込みで 13 万 4,080 円です。ポスターの作成限度額費用は、単価 1,155 円、枚数 1,058 枚、上限額が 122 万 1,990 円です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。(委員からの発言なし。) すでに契約書を取り交わして事前審査も終了していますが、条例改正後の限度額を適用する場合は契約書の内容を変更する必要があるのですか。
選挙法規担当係長	都選管に問い合わせたところでは、事前審査終了後であっても変更の申し出があった場合は、その申し出を受け、変更後の書類について再度、審査するようにとのことです。なお、公費負担経費の支払い前であれば、書類の差替えはできるとのことでした。
委員長	本日条例が公布され確定したとのことですが、立候補予定者への案内はこれからすることになりますか。

選挙法規担当係長	都選管から6月6日に可決成立し、6月12日に施行で予定であることは、連絡がきていましたので、委員会報告前ではありましたが、立候補予定者に対してはすでに案内をしています。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、報告事項 臨1-2については了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
	<選挙立会人のくじを行う場所・日時の告示について>
委員長	報告事項 臨1-3について事務局から説明をお願いします。
局長	報告 臨1-2の資料をご覧ください。こちらは、都議会議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示についての報告となります。本件は都議会議員選挙（杉並区選挙区）の選挙長が定めるもので、当委員会に対して報告するものです。根拠法令及び選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時については記載のとおりです。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
小井委員	選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時は選挙長が定めるとのことですが、ほかに選挙長が担う事務はどのようなものがありますか。
局長	公選法では、選挙長は選挙会に関する事務を担当すると規定されています。例えば、立候補の届出等の受理、開票事務、当選人の決定などです。
小井委員	当選人への当選証書の付与はどうですか。
局長	選挙会において、当選人を決定し、選挙管理委員会に報告するまでが選挙長の役割となりますので、当選証書の付与は委員長に行っていただきます。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、報告事項 臨1-3については了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
委員長	続きまして、その他 選挙公報等におけるトランスジェンダー差別の助長に対する賠償請求事件の判決確定について事務局から説明をお願いします。
局長	先の定例会で、5月22日に一審の判決が出て、原告の請求は一部却下、一部棄却となった旨を報告しました。その判決に対する控訴期限が6月9日だったのですが、相手方から控訴の申立がされなかったため、6月10日に判決が確定したことを報告します。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、その他、事務局から何かありますか。
局長	今後の予定について確認します。次回の第2回臨時会は、6月13日の金曜日 午後5時開催です。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	質問はありますか。無いようでしたら、第1回の臨時会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第1回臨時会 令和7年6月12日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。